

閱覽用

令和2年9月18日

## 第9回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

## 第9回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月18日(金) 午後3時00分から午後3時43分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

### 農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	<del>5番 松本 太</del>	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
<del>10番 馬場 利正</del>	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

### 農地利用最適化推進委員(18名)

20番 佐藤 一男	<del>21番 佐久間 敏</del>	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

#### 4 欠席委員

農業委員(2名)

5番 松本 太 委員、10番 馬場 利正 委員

農地利用最適化推進委員(1名)

21番 佐久間 敏 委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用  
施設等の届出について

第4 議案第64号 現況確認証明申請について

第5 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変  
更申請について

第8 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について(利用権貸借)

第10 議案第70号 別段の面積の設定について

第11 議案第71号 二本松市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準  
の制定について

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

#### 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第9回二本松市農業委員会を開  
会します。

（宣告 午後3時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、17名、推進委員19名中、18名で定足  
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日は、5番松本太委員、10番馬場利正委員、21番佐久間敏委員から欠  
席の旨、届出がありましたので、報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則  
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ  
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、17番佐藤信喜智委員、18番菅野保治

委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、報告第3号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧願います。

報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXより昭和52年4月

に建築した農業用倉庫について、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出がありましたので、報告いたします。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

以上で、報告第3号についての報告を終わります。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第64号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第64号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか6筆、登記地目・田及び畑、現況地目・田及び畑、面積6,282㎡、非農地の事由・今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであ

ります。なお、当該地は、草木等があるものの耕作が著しく困難とは考えられず、再生不可能ではないと判断されるため、二本松市農業委員会非農地判断基準を満たしていないと判断されるものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

32番（佐藤美由紀）委員 議案第64号番号1について調査内容を報告します。8月31日、10時より事務局から野地係長と遊佐さん、農業委員の武藤善朗委員と武藤一夫委員とあと私とで5名で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果ですが、どの畑も荒れてはいるものの、木が生えてきているわけではなく、再生することは可能だろうということから非農地判定は出来ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、採決いたします。

議案第64号1について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第64号1については農地と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第5、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号3につきましては、いずれも譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長(奥平貢市)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

34番(松本正典)委員 34番松本です。議案第65号1番について調査



内容を報告します。

9月13日の午前11時より、農業委員の佐藤勝則さんと私とで、譲渡人の  
[REDACTED]さん、さらには譲受人の [REDACTED]さん、両者と現地において話を聞  
きました。内容につきましては、事務局説明のとおりであります。その結果、  
特に問題なく許可相当と思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひした  
いと思ひます。以上です。

31番（大内信一）委員 31番大内です。議案第65号番号2について調  
査内容をご報告します。

9月13日、10時より農業委員・佐藤孝志さんと私とで、譲渡人・ [REDACTED]さ  
ん及び譲受人・ [REDACTED]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務  
局説明のとおりであります。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考  
えまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

29番（遠藤伝栄）委員 議案第65号番号3について調査内容を報告いた  
します。

9月14日、月曜日ですが、午後2時から農業委員の佐藤信喜智委員と譲渡  
人・ [REDACTED]さん、それから譲受人・ [REDACTED]さんとともに現地にて話をい  
たしました。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。特に問題  
なく許可相当と考えまます。よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第65号1から3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第65号1から3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第6、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第66号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、住宅の建替えにあたり、既存宅地への建替えが困難なため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、

第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（佐藤勝則）委員 それでは議案第66号の1番につきまして調査内容を報告いたします。

13日の午後4時から推進委員の平委員とともに、申請人の■■■■さん立ち合いのもと、現地を調査して参りました。なお、現地はおやじさんが無断で農地に作業小屋と納屋等を建築しておりまして、それを■■■■さんが昨年暮れに解体いたしました。その際に解体した土地にフェンスまでやってしまいまして、一応、違反転用の形にはなるんですけども、本人の顛末書を読みますと、道路沿いの土砂の流出等いろいろな条件等が重なりまして、やむを得ず許可するしかないのかなと思っておりますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第66号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第66号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第68号1と同一事業となります。当初許可年月日・平成7年12月11日付け福島県指令福農政第590号、変更理由・譲受人は当初社員寮の建築を計画しましたが、景気の悪化や社員数の減少により事業を断念し、譲受人が買い受け一般住宅用地として利用します。

議案書7ページから8ページにかけてご覧いただけます。

番号2、当初許可年月日・令和2年1月23日付け二本松市指令農委第11号、変更許可年月日・令和2年4月22日付け二本松市指令農委第57号、変更理由・県発注事業である河川改良工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員　14番菅野です。議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1について調査内容を報告いたします。

9月14日午前10時15分より推進委員大石忠雄さんとともに譲渡人・■■■■さんから聞き取り及び現地調査を行いました。また譲受人の■■■■さんには仕事の都合上、当日電話にて聞き取りを行いました。内容は事務局説明のとおりです。特に問題ないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

3番（武藤善朗）委員　議案第67号番号2について調査内容をご報告いたします。

去る9月15日、佐藤美由紀委員とともに貸付人の■■■■さん、他に連名

で■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんがいるのですが、相続人代表の■■■■さんから電話にて確認をいたしました。申請に間違いのないことでした。同じく貸付人の■■■■さんとも電話で確認いたしました。申請に間違いのないことでした。借受人の■■■■ですが担当の■■■■さんから電話にて聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果ですが追加工事等が出て工期が延期されたということで許可やむを得ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第67号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第67号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第8、議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 68 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 2 年 9 月 18 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、議案第 67 号 1 と同一事業となります。譲受人は現在実家に住んでいます。手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 2、譲受人は現在集合住宅に住んでいます。子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので、第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 3、安定した収入源確保のため、申請地に宅地造成を計画します。宅地造成後の汚水については公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第 3 種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、一時転用となります。県発注の河川災害復旧工事受注に伴い仮設事務所及び資材置場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、事後申請となります。平成15年頃に建築し使用してきた住宅が、違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6、事後申請となります。平成8年頃から使用していた資材置場が、違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号7、交通の利便性が良く宅地の需要が見込まれる申請地に、宅地分譲を計画します。住宅建築時の汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3



種農地と判断されるものであります。

番号8、譲受人は現在実家に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番菅野です。番号1について調査内容を報告します。

9月14日午前9時15分に推進委員の大石忠雄さんとともに譲渡人の■■■■さんから聞き取り及び現地調査を行いました。また、譲受人の■■■■さんは仕事の都合上で当日、午前中ではありましたが電話にて聞き取りを行いました。内容は事務局説明のとおりです。周辺は宅地化が進んでいるところであり農地の影響もなく、排水については既存の設備に流すため特に問題はなく許可適当と考えます。また、議案第67号1と同一事業です。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

27番（遊佐幸吉）委員 議案第68号2と3の説明をいたします。

9月14日10時から松本委員と私と譲渡人の■■■■さんとで現地を確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。何ら問題もなく許可适当と思えます。

次に、第68号3の説明をいたします。9月14日10時30分から松本委員と私と譲渡人の■■■■さんとで現地を確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。何ら問題もなく許可适当と思われれます。よろしくお願ひします。

7番（根本信康）委員 7番根本です。議案68号の4につきましてご説明させていただきます。

9月11日の午後に現地にて確認と聞き取り調査を推進委員の泉佳男さんとしました。現地には担当の現場監督であります■■■■さんとお話をする事ができました。また、貸付人の■■■■さんとは、出てこれないということで、お電話で話をする事ができました。結果、事務局の説明どおりで、許可适当と思えます。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 議案第68号の5番、6番について調査内容をご報告いたします。

5番目の内容ですけれども、13日の午後4時から推進委員の平委員とともに申請人の■■■■さんと現地にて話をする事ができました。譲受人の■■■■さんは■■■■さんの叔母にあたりまして、当時、親が建築した納屋を利用して、住宅として今現在住んでいるということで顛末書も出ておりまして、今現在住ん



3番（武藤善朗）委員 議案第68号番号8について調査内容をご報告いたします。

去る9月12日、佐藤推進員とともに、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん、2人は親子ということで、譲受人の■■■■さんのほうから現地にてお話を聞き調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、周りの状況を見ても、特に問題はなく許可妥当と思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

1番（野地太郎）委員 参考のために、所有権移転の値段などを教えていただければと思います。

事務局 議案第68号に関しまして、事務局で分かっている範囲の土地の売買代金等をお知らせいたします。68号の番号7につきましては、全体の用地費としまして■■■■円との報告を受けております。以上になります。

議長（奥平貢市）会長 質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第68号1から8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第68号1から8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第69号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、9月30日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書14ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、東和地区3筆6,330㎡、合計3筆6,330㎡の計画内容でございます。なお、今回の利用権貸借は再設定のみでありますので、朗読説明は省略させていただきます。

利用権設定の番号1から2の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第69号1、2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第69号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第70号「別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第70号別段の面積の設定について。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を別紙のとおり定める。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書16ページをご覧ください。

農地法第3条第2項第5号の規定により農業委員会が定める別段の面積のう

ち、空き家の権利取得に合わせて、空き家に付属した農地の権利を取得する場合の別段の面積については、農地法施行規則第17条第2項を適用し、二本松市全域で1アールと定め、令和2年10月1日より施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第11、議案第71号「二本松市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

議案第71号二本松市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準の制定について。

二本松市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準を別紙のとおり制定する。

令和2年9月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書18ページから19ページをご覧ください。

二本松市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準を議案書記載のとおり定め、令和2年10月1日より施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第9回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時43分）



上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年9月18日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 佐藤 信喜智

署名委員 菅野 保治